

「おいでませ ふくの国、山口」ロゴデザイン使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一般社団法人山口県観光連盟（以下「観光連盟」という。）が権利を保有する「おいでませ ふくの国、山口」ロゴデザイン（以下「ロゴデザイン」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用届の提出)

第2条 ロゴデザインを使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ使用届（様式第1号）に必要な書類を添付して、観光連盟会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、届出を省略することができるものとする。

- (1) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (2) 個人が個人的に使用、又は家庭内で使用するとき。
- (3) 上記のほか、会長が適当と認めたとき。

(届出の受理)

第3条 会長は、前条の規定による届出があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴデザインの使用届を受理するものとする。

- (1) 観光連盟及び山口県観光の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
 - (2) 第6条に掲げる遵守事項に従って使用しないとき。
 - (3) 法令、公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
 - (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
 - (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
 - (6) そのほか、会長が不適當と認めるとき。
- 2 会長は、届出を受理する場合、メールもしくは口頭でその旨連絡するものとする。
- 3 会長は、届出の内容が第1項各号のいずれかに該当する場合、ロゴデザインの使用届に不備があるものとして受理せず、内容の修正等を求めるものとする。

(使用期間)

第4条 ロゴデザインの使用期間は、使用届が受理された日から令和11年3月31日までとする。

(使用料)

第5条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用届に掲げる目的及び用途にのみ使用すること。
- (2) 使用の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 別添「ガイドライン（山口県観光キャッチフレーズロゴマーク）」に従って使用すること。
- (4) デザインの反転、縦横比の変更、形や表情の変更、文字の書体の変更及び設定カラー以外での使用をしないこと。
- (5) 届出にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

(使用状況の報告等)

第7条 会長は、使用者に対し、ロゴデザインの使用状況について報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

(使用の中止)

第8条 会長は、前条の報告等によりロゴデザインの使用がこの要領に違反していると認められるときは、その使用の中止を命じることができる。

- 2 前項の使用の中止は、使用中止通知書（様式第2号）をもって行う。

(責任の制限)

第9条 前条の規定により、ロゴデザインの使用の中止を命じた場合、使用者に損害が生じても、会長及び観光連盟はその責めを負わない。

- 2 前項のほか、使用者が、ロゴデザインの使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、会長及び観光連盟は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、ロゴデザインの取扱いについて必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年9月15日より施行する。

この要領は、令和6年11月28日より施行する。